

令和4年（ワ）第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

準備書面1

令和5年5月25日

山口地方裁判所岩国支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 末 国 陽 夫



同 松 村 和 明



同 河 本 豊 彦



同 川 本 賢 一



同 新名内 沙 織



第1 新たな工事竣工期間伸長許可処分

原告は、令和4年10月25日、工事竣工期間伸長許可申請書を山口県知事に提出し、同年11月28日、同知事から工事竣工期限を埋立てに関する工事に着手した日（平成21年10月7日）から起算して17年8月以内（令和9年6月6日）とする同許可処分を受けた（甲第10号証、甲第11号証）。このことから、原告は現在も公有水面埋立権を有している。

第2 被告の主張に対する反論

1 公有水面埋立権の権能に関する主張について

被告は、公有水面埋立権は、公有水面の埋立てに係る過程を平穏に進捗させ、埋立権者に埋立地所有権の終局的な確保を可能ならしめるため、埋立工事の竣工を妨害する者を排除し、あるいはそのような妨害行為を予防する権能（妨害排除又は妨害予防）を当然に内在させている点について否認ないし争うと主張する。

しかしながら、公有水面埋立権が上記権能を有することは、訴状で述べたとおりであり、被告が債務者である御序平成21年（ヨ）第13号使用妨害禁止仮処分申立事件の平成22年1月18日付け決定（以下「平成22年仮処分決定」という。）も認めるところである（甲第1号証6～7頁）（なお、当該仮処分決定はその保全異議審、保全抗告審、特別抗告審及び許可抗告審においても是認されている。）。

2 漁業権に関する主張について

被告は、「漁業者の漁業権こそ妨害排除請求権ないし妨害予防請求権が認められるべき性質の権利」であり、「祝島の漁民は、本件公有

水面を含む周辺海域において、自由漁業を営む権利を有して」いるとして、祝島の漁業者は、埋立てに関する工事の施行区域（以下「埋立工事施行区域」という。）内の公有水面（以下「本件公有水面」という。）において自由漁業を営む権利を有しているから、原告が公有水面埋立権等に基づき妨害排除請求又は妨害予防請求をすることはできないと主張する。

しかしながら、本件公有水面では権利として成熟したと言えるほどの祝島漁業者による漁業操業の実態はないうえに、平成12年4月に共同漁業権管理委員会、四代漁業協同組合及び上関漁業協同組合（いずれも当時）と原告との間で締結した漁業補償契約において、「地質、水温、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する」旨を約定しており、また、同契約の有効性については、祝島漁業協同組合（当時）及び同組合員らが原告となつた訴訟において争われたものの、上記組合及び同組合員らの請求をいずれも却下ないし棄却する判決が確定している（甲第12号証、甲第13号証）。これを踏まえ、平成22年仮処分決定は、埋立工事施行区域において許可漁業を営む権利及び自由漁業を営む権利を有しているとの債務者ら（本件被告及び山口県漁協祝島支店に所属する組合員ら）の主張について、「本件工事施工区域においては、漁業補償契約に基づいて共同漁業権行使ができなくなっていることに連動して、許可漁業・自由漁業を行うこともできなくなつたと解するほかはない」と判示している（甲第1号証12頁）。

以上のとおり、祝島漁業者は、埋立工事施行区域において、許可漁業・自由漁業について諸迷惑を受忍する義務を負うとともに、同漁業を行うことはできないのである。

3 海上ボーリング調査は和解条項第3項（1）に当たらないなどとする主張について

（1）被告は、海上ボーリング調査は、御序平成21年（ヨ）第13号使用妨害禁止仮処分申立事件の保全取消請求事件（山口地方裁判所平成24年（モ）第36号保全取消請求事件）における和解条項第3項（1）の「本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査」には当たらない旨主張する。

しかしながら、以下で述べるとおり、和解条項の成案化の経緯に鑑みれば、同事件における和解条項第3項（1）は、埋立工事を再開する前に上関原子力発電所（以下「発電所」という。）の建設のために必要な行為を確認しており、「本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査」に発電所建設に必要な地質調査である海上ボーリング調査が含まれることは明らかである。

同事件における和解は、原告の埋立工事が中止している平成26年6月11日に成立したものである。そして、和解条項第3項は、「第1項及び第2項以外の場合」、すなわち、第2項の「適法に埋立てに関する工事を再開したとき」以外の場合とされ、埋立工事を再開する前の行為を前提とし、埋立工事を再開したときを前提としていない。

加えて、和解条項の検討に当たり、漁業補償契約において「地質、水温、流況その他の項目について調査を実施することに同意する」、「当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する」と既に定めていることから（甲第12号証6頁）、同事件の被申立人である原告は、和解条項第3項（1）について、同契約を無意味とするような内容、つまり、同

契約の条項と異なる内容とすることはできない旨を上申しており
(甲第14-1号証、甲第14-2号証)、同事件の申立人である
被告もその旨を認識したうえで成案化されている。

(2) また、被告は、海上ボーリング調査は埋立工事に付随して通常
行われる調査ではないと主張するが、同調査は、発電所敷地内の
断層の活動性評価に万全を期すために実施するところ、対象となる
断層の位置や地層の分布等を考慮すると埋立工事施行区域内で
実施する必要があり、仮に埋立工事に伴う地盤改良を同調査よりも
先に実施するとすれば地盤改良により対象となる地層が失われる
などして同調査により得られるデータに支障を来たすおそれがある
うえ、発電所敷地内の断層については万全のデータを揃える
必要性があることからも同工事に先立って実施する必要がある。

それゆえに原告は、令和元年6月10日付け工事竣工期間伸長
許可申請及び令和4年10月25日付け同申請において、伸長期間
間に海上ボーリング調査に要する期間（後者申請においては被告
の妨害予防を求める訴訟期間も含む。）を織り込んで申請し、伸長
許可処分を受けたのである（甲第5号証、甲第6号証、甲第10
号証、甲第11号証）。

4 本件訴訟は被告とすべき当事者の選択を誤って提起された訴訟 であるとする主張について

被告は、被告自身は漁業を目的とする団体ではなく、船舶も保有
していないから、本件公有水面に船舶を侵入させて漁業を操業したり、
第三者に漁業を操業させることはないとしたうえで、本件訴訟
では被告だけを当事者として個々の漁民を被告としていないことから、
本件訴訟は被告とすべき当事者の選択を誤って提起された訴訟

である旨主張する。

しかしながら、以下で述べるとおり、これまでの原告と被告との本件訴訟外のやりとりにおいて被告から当事者に関する疑義が示されたことはなく、また、被告の組織的な統制により海上ボーリング調査に対する妨害行為が行われてきたから、被告とすべき当事者の選択に誤りはない。

(1) 被告から当事者に関する疑義が示されたことはないこと

原告は、令和元年11月5日、令和2年10月30日及び令和3年6月22日、山口地方裁判所平成24年(モ)第36号保全取消請求事件の和解に基づく平成26年6月12日付けの約束(甲第15号証)に基づき海上ボーリング調査の着手前に被告の代理人に対して作業実施の通知を行い、また、令和元年12月から令和4年7月にかけて被告との間で書面のやりとりを行ったが、被告から当事者に関する疑義が示されたことはなかった。さらに、原告は、令和4年7月22日には被告を相手方として海上ボーリング調査の妨害予防を求める民事調停を柳井簡易裁判所に申し立てたが、相手方である被告から、答弁書においても民事調停期日においても当事者に関する疑義は示されなかった。

(2) 被告の組織的な統制により妨害行為が行われてきたこと

平成22年仮処分決定において被告は「反対行動を統括する団体」とされているところ(甲第1号証10頁)、海上ボーリング調査に対しても被告の組織的な統制により妨害行為が行われてきた。

具体的には、妨害行為に対する現地(海上)での交渉において

は、原告は、最初に被告の代表者と交渉を行っており（なお、一部の被告会員との交渉において、「代表者が離れろと言うなら離れる」、「上の者と話してほしい」といった主旨の反応が示された場面もあった。）、作業を見合わせる場合も同人に通知し（なお、同人からは他の船舶への連絡は不要との反応があった。）、その後妨害者は一斉に現地から退去した（なお、一部の被告会員との交渉において、「中電が帰る時は代表者から合図がある」といった主旨の反応があった。）。また、被告の代表者は、令和3年6月29日、妨害行為について「今後も同規模（新聞記事によると漁船約10隻）で監視行動を続ける」と発言したことからも（甲第9号証の令和3年6月30日付け山口新聞記事）、被告の組織的な統制により妨害行為が行われてきたことは明らかである。

第3 求釈明事項に対する回答

原告は、被告の準備書面（1）における求釈明事項及び令和5年4月19日付け求釈明事項申立書に対し、以下のとおり必要と認める限度で回答する。

1 一般海域占用許可について

原告が埋立工事施行区域内において予定している海上ボーリング調査について、現在、原告は一般海域の利用に関する条例（平成10年山口県条例第3号）に基づく一般海域占用許可を有していない。

一般海域占用許可を受けるうえでは、具体的な作業計画を策定のうえ所要の期間を特定して申請する必要があり、現に原告は過去3度にわたり海上ボーリング調査を計画のうえ利害関係人である山口県漁業協同組合の同意を得て、占用許可を得た実績があるところ、いずれも

被告による妨害を受けて調査を断念し、うち2度は許可の廃止を届け出た経緯がある（3度目は占用期限満了のため廃止は届け出なかつた。）。被告は、海上ボーリング調査の実施に係る法令上の根拠は上記条例にあるとして、原告に調査実施の権原（換言すれば調査の妨害予防を求める権原）がないかのような主張を展開しているが、原告は、被告による妨害行為を受けて作業実施の見通しが立たないために占用許可申請を見合わせているのであって、今後、本件訴訟の判決を得た後に調査計画を策定し、あらためて占用許可を得る予定である。

2 山口県知事からの要請に対する原告の回答について

被告は、乙第5号証記載の「回答の概要」について、原告が山口県知事に行った回答の全文を求めているが、当該概要は回答文書（の発信記号、発信日時、宛先、発信者名、文書名を除く）本文の内容とほぼ一致していることから、提出する必要はない。

3 海上ボーリング調査について

当該調査は、原告が、国が定めた実用発電用原子炉に係る新規制基準及び関連する内規等の制定及び改正の状況、原子力規制委員会による既設原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査状況を注視し、新たな知見を発電所の設計に適切に反映するよう検討を続ける中で、発電所敷地内の断層の活動性評価については万全のデータを揃える必要があることから、実施を決定したものである。

このため、原子力規制委員会との間で、相談、協議を行い、指示を受けた事実はない。

4. 「埋立工事施工区域」に対する占有権について

原告は、埋立工事施工区域を含む発電所建設予定地全体において、設備の維持管理や警備を日常的に行っており、有事の際には即時に現地動向を把握し、すみやかに必要な措置を講じられる体制を構築している。

海域においては、埋立工事施工区域の境に灯浮標を設置しており、経年により一部欠損した箇所はあるものの、これまでに実施を試みた海上ボーリング調査においては、灯浮標設置場所に船舶を配置して区域境を明示するなど、埋立工事施工区域内で安全に作業できる環境を整えている。

甲第7号証の法制局第一部長から港湾局長あての解明においては、「都道府県知事の承認を受けて開始した埋立工事を相当長期にわたり中止している場合」における漁業の免許の取扱い等が説示されており、その中で「公有水面埋立の免許を受けた者は、公有水面の一定部分を占有して埋立工事を施行する権能を付与されるのであるから、その者を漁業法第13条第1項第5号…（原告訴訟代理人注：現行法上は第71条第1項第4号）にいう『占有者』と見るべきことは当然」とされている。

これらのことから、原告は、現に埋立工事を施行しているかどうかを問わず、埋立工事施工区域における占有権を有している（少なくとも漁業を操業しようとする者に対し占有権を主張し得る）というべきである。

以上